

○湖北環境衛生組合不当要求行為等対策要綱

〔令和元年12月1日
告示第17号〕

改正 令和 4年3月28日 訓令第2号

(目的)

第1条 この告示は、本組合職員が公務を遂行するうえで受ける不当要求行為等を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対し組織的取組を行うことにより、職員の安全及び公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為を用いて、不当な要求をする行為
- (2) 脅迫又はこれに類する行為
- (3) 乱暴な言動等により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な理由もなく職員に面接を強要する行為
- (5) 正当な権力行使を装う社会常識を逸脱した手段等により、物品、機関誌、図書等の購入要求若しくは事業の変更、中止等の要求又は金銭及び権利を不当に要求する行為
- (6) 組合が行う許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者等又は個人のために有利な取扱いを要求する行為
- (7) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務を確認するうえで不適当な行為を要求する行為
- (8) 本組合の競争入札の参加資格を有する業者に関し、特定の業者の経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為を要求する行為
- (9) 人事(職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。)の公正を害する行為を要求する行為
- (10) 組合が行おうとしている不利益処分に関し、当該不利益処分の被処分者となるべき事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設等の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為
- (12) その他前各号に準ずる行為

(委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を検討し、適切な対策を講ずるため、不当要求等防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の協議
- (2) 不当要求行為等に関して関係機関との情報交換及び連絡調整

(3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発活動並びに事後措置の対応協議

(4) その他必要と認める事項

(委員会の組織等)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者（石岡市副市長）をもって充てる。

3 副委員長は、事務局長をもって充てる。

4 委員は、石岡市副市長以外の副管理者をもって組織する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(不当要求行為等発生時の措置)

第7条 職員は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事案を知ったときは、直ちに所属長等に報告しなければならない。

2 所属長等は、前項の報告を受けたとき、又は所管する公務に関して不当要求行為等が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるときは、直ちに注意、警告、退去命令、排除等必要な措置を講ずるとともに、不当要求行為等発生連絡票(別記様式)により、管理者及び委員等を通じて委員長に報告しなければならない。この場合において、事態が急迫しているとき、直ちに警察等の関係機関に通報しなければならない。

3 委員長は、前項に規定する報告を受けたときは、直ちに委員又は所属長等に不当要求行為等の事実関係の調査、実態把握を命ずるとともに、必要に応じ委員会を招集し、対応体制、対応方針等を協議するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

不当要求行為等発生連絡票

所属課名	
所属長名	
発生日時	
発生場所	
対応職員	
相手方(個人, 団体等) 氏名, 名称 住所 連絡先	
不当要求行為等の概要	
対応状況	
その他	